

商品先物取引について不招請勧誘規制維持を求める意見書

2013年10月1日

内閣府特命担当大臣（金融担当）	麻生 太郎	殿
金融庁長官	畑中 龍太郎	殿
経済産業大臣	茂木 敏充	殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）		
	森 まさこ	殿
消費者庁長官	阿南 久	殿
消費者委員会委員長	河上 正二	殿

適格消費者団体・特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

第1 意見の趣旨

商品先物取引に関する不招請勧誘禁止規定を撤廃することに強く反対する。

第2 意見の理由

- 1 商品先物取引については、平成23年1月の商品先物取引法の改正により、「取引証拠金等の額を上回る損失が生ずることとなるおそれのある取引」について不招請勧誘が禁止されることとなった（同法第214条第1項第9号、商品先物取引法施行令第30条）。さらに、かかる規定の潜脱を防止するため、不招請勧誘が禁止される取引を勧誘する目的を顧客にあらかじめ明示しないで、商品先物取引業者がセミナー等を開催して顧客を集め、当該顧客に対して不招請勧誘が禁止される取引の勧誘を行うことも禁止されることとなった（商品先物取引法施行規則第103条第1項第10号）。
- 2 そもそも商品先物取引は、一般的にその取引価額が高額になることが多く、またそれ自体の仕組みを理解することが難しいため、商品先物取引に無知な消費者が、単なる儲け話によって商品先物取引を始めた場合、これに失敗したときの損失が大きく、これによって消費者が経済的に困窮し、消費者自身が精神的に不安定になったり、家庭崩壊を招いたり、かかる損失を取り戻そうと犯罪行為をしてしまうなど、それ自体による被害の程度が他の消費者被害に比べて格段に大きい。

加えて、商品先物取引はその取引価額が大きいことから、商品先物取引を扱う業者の中には、不招請勧誘を行い、それまで商品先物取引の経験・知識がなく、商品

先物取引を望んでいない消費者を引っ張り込み、頻繁な売買によって手数料を支払わせたり、消費者の資金がなくなるような取引をさせたりする業者がおり、これによって消費者に多大な被害をもたらしてきた。

このような立法事実をふまえ、上記の甚大な被害を防止し、商品先物取引を行うことを特に望んでいない消費者が健全な経済生活を送れるようにするために、不招請勧誘を禁止する法改正がなされた。

3 ところで、平成25年6月19日に行われた衆議院経済産業委員会において、内閣副大臣が、商品先物取引について不招請勧誘禁止を解除する方向で推進していくとの答弁をし、同年8月23日の新聞記事では、政府が商品先物取引に対する不招請勧誘禁止の解除を検討する、と報道されている。

4 しかしながら、商品先物取引に関する不招請勧誘禁止の法改正がなされ、不招請勧誘による被害件数は格段に減少している。このことは不招請勧誘禁止規定による効果が極めて大きいことを示唆しており、この先も不招請勧誘禁止規定を維持していく必要性は大きい。

そもそも不招請勧誘は、商品先物取引をはじめとする投資被害と密接に結びつく問題のある勧誘形態だった。不招請勧誘の問題点は、商品先物取引に関し無知で、元々取引意欲を有していない消費者がそのターゲットにされ、経済的な被害者とされてしまうことにあった。不招請勧誘禁止規定を撤廃しても、この先不招請勧誘による被害が発生しないとは言い切れない。なぜなら、いくら商品先物取引を透明・公正にしたとしても、不招請勧誘がもたらした上記問題点をクリアできないからである。商品先物取引に無知で、元々取引意欲を有していない消費者の被害をなくするためには不招請勧誘そのものを禁止することが最も直截的なのである。

不招請勧誘禁止を解除すれば、再び、高齢者をはじめとする無知な消費者に対して、電話勧誘・訪問勧誘が繰り返され、再び多数の被害者を出すことになる。このことは、これまでの法改正の経緯をみれば、はっきりいえることである。

加えて、消費者庁が、平成25年1月から2月に一万人を対象に行った「消費者意識基本調査」において、回答者のうち約9割の消費者が不招請勧誘（訪問勧誘、電話勧誘）に反対の意思を表明している。このことからすると、不招請勧誘禁止規定の撤廃は、消費者の意思と逆行しており、消費者の理解すら得られないものであることは明らかである。

また、産業構造審議会商品先物取引分科会は、平成24年8月、商品先物に関する不招請勧誘禁止を維持する旨の報告をしている。その中で「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。」と報告しているが、これまで述べてきたように、今般政府が検討している不招請勧誘禁止規定の撤廃は、不招請勧誘がもたらした問題点を全く解消できるものではなく、消費者意思ともかけ離れたものであって、「実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ない」とは考えられない。

不招請勧誘禁止規定の撤廃を求める理由が、商品先物取引市場の低迷の打開などといった理由であるとするれば、それは消費者の被る不利益や被害の実態、消費者の意思を全く無視した理由であって、到底容認できない。

- 5 よって、当会は、消費者の権利利益を擁護する団体として、また消費者の代弁者として、現行法で定められている商品先物取引における不招請勧誘禁止規定の撤廃に強く反対する。

以 上